

議案第76号

具志川総合体育館解体撤去工事（その1）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 具志川総合体育館解体撤去工事（その1）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 287,467,400円
- 4 契約の相手方 沖縄県うるま市字昆布656番地
株式会社 久高組
代表取締役 久高 功

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

具志川総合体育館解体撤去工事（その1）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 77 号

赤道小学校屋内運動場改修工事（建築）請負契約についての議決内容の一部変更について

令和 7 年議案第 66 号をもって議決された赤道小学校屋内運動場改修工事（建築）請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「461,472,000 円」を「499,092,000 円」に変更する。

令和 8 年 8 月 21 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

工事内容の追加、変更に伴い契約金額を変更するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 78 号

うるま市監査委員条例及びうるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

(うるま市監査委員条例の一部改正)

第1条 うるま市監査委員条例(平成17年うるま市条例第16号)の一部を次のよう
に改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年うるま市
条例第155号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例を改正する必要があると提案
する。

議案第 79 号

うるま市税条例の一部を改正する条例

うるま市税条例（平成 17 年うるま市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１） 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２） 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定

する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)
又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係
る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者
であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受
けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に
支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受
けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たな
い者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配
偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若し
くは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、
同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第
5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法
第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書
に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1
項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に
次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者
又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦
又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を

削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 3 を削る。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金

額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 9 条の 2 及び第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後のうるま市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のうるま市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租

税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後のうるま市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第 19 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分

の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 80 号

うるま市手数料条例の一部を改正する条例

うるま市手数料条例（平成 17 年うるま市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(手数料を徴収する事務及び手数料の額)」に改め、同条第 1 項中「手数料の種類及び金額」を「手数料を徴収する事務及び手数料の額」に改め、同条第 2 項第 3 号中「もの」を「証明」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、納税に関する証明は、証明書 1 枚につき 1 件とする。

第 2 条第 2 項第 4 号ただし書中「住民票」を「住民票の写し」に改める。

別表中

「

手数料の種類	金額
--------	----

」を

「

手数料を徴収する事務	手数料の額
------------	-------

」に、

「

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車臨時運行許可申請

」を

「

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車臨時運行許可申請に対する審査

」に、

「

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）
介護保険法第１１５条の１２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）
介護保険法第７８条の１２において準用する介護保険法第７０条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）
介護保険法第１１５条の２１において準用する介護保険法第７０条の２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）
介護保険法第７９条第１項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）
介護保険法第７９条の２第１項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）
介護保険法第１１５条の４５の５第１項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請
介護保険法第１１５条の４５の６第１項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の更新の申請

」を

「

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第１１５条の１２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第７８条の１２において準用する介護保険法第７０条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第１１５条の２１において準用する介護保険法第７０条の２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第７９条第１項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第７９条の２第１項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域にあるものに限る。）に対する審査
介護保険法第１１５条の４５の５第１項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請に対する審査

介護保険法第115条の45の6第1項の規定による
介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の更新の申
請に対する審査

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

市民等に分かりやすい手数料設定へ見直しを行うとともに、所要の整備を行うため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 81 号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市環境基本計画 策定委員会	うるま市環境基本計画の策定に関し必要な事項 を調査審議すること。
---------------------	-------------------------------------

」を

「

うるま市環境基本計画 策定委員会	うるま市環境基本計画の策定に関し必要な事項 を調査審議すること。
うるま市津堅島地域活 性化協議会	津堅島の活性化及び移住・定住促進に関し必要な 事項を協議すること。

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市墓地等審議会 委員	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000

」を

「

うるま市墓地等審議会 委員	知識経験者	日額 8, 0 0 0
	その他	日額 4, 0 0 0
うるま市津堅島地域活 性化協議会委員	知識経験者	日額 1 0, 0 0 0
	その他	日額 4, 0 0 0

」に

改める。

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市津堅島地域活性化協議会を設置するため、当該条例を改正する必要があると提案する。